

生涯学習社会の実現に向けた取組としての本学における 職業教育にかかる実践プロジェクトの位置づけに関する考察

Research on the positioning of practical projects related to vocational education
at Hokusho University as an effort to realize a lifelong learning society

小室 晴陽
KOMURO Haruhi

I はじめに

「人生80年時代」と言われることがあった。これは、1984年厚生省の「厚生白書（昭和59年版）」に、女性の平均寿命が80歳となったこともあって登場したことばであり、長い生涯を自ら設計していくことが人生80年時代には大切であるとしていた¹⁾。そして、2016年に、英国人研究者による著作「LIFE SHIFT（ライフ・シフト）100年時代の人生戦略」²⁾が日本でも出版されベストセラーとなり、「人生100年時代」ということばが様々な場で言われるようになった。同著によれば、今後先進国では多くの人々が100歳を超えて生きる「人生100年時代」が到来するとして、このような社会では、人生プランを劇的に変えていくべきで、それまでの人生のステージの順番（青年期まで教育を受け、定年まで仕事をして、引退をして老後を送る）が崩れしていくという。人々は、「教育→仕事→老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになり、100年という長い期間をより充実したものとするためには、学び直しとスキルの再習得が必要であるとしている。

青年期までの教育だけで、後の人生を充実したものとして過ごしていく時代は、過去のものとなりつつある。そして、今後到来するであろう「人生100年時代」では、繰り返しの学び、リカレントな学びとしての“学び直し”をすることが、充実した人生を過ごしていくうえで必須になってくるであろう。“学び直し”が必須の社会とは、社会人のリカレント教育を含むさまざまな充実した生涯学習の機会が提供される“生涯学習社会”ともいえる。1992年に示された生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の「生涯学習についての基本的な考え方」³⁾の中で、「生涯学習社会」を「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学べることができ、その成果が社会において適切に評価されるような」社会と定義し、そうした社会を築いていくべきとしていた。それから約30年が過ぎた。“生涯学習社会”は現実化してきたのであろうか。

本研究報告は、文部科学省からの採択を受け、2008年度から2014年度の間、筆者が本学での事業責任者として取り組んだ3種類の職業教育にかかる実践プロジェクトについて、生涯学習社会の実現に向けた取組として改めて見た時の再位置づけを試みようとするものである。加え

て、多義的な意味合いのある「生涯学習」の概念についても既往文献等から整理しておく。

本学が取り組んだ3種の実践プロジェクトは、すでに終了した教育事業ではあるが、大学でのキャリア教育が必須化し、社会人の学び直し教育へのニーズが高まっている現在において、3事業を振り返り、改めて位置づけを行うことは意義があることと考えている。

なお、3つの事業とは、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業：職能団体連携によるデザインプレゼンテーション、ビジネススキル向上プログラム（2007～2009年度）」、「大学生の就業力育成支援事業：産官学連携による実学融合教育の実践（2010～2011年度）」、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業：産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成（2012～2014年度）」である。

II 「生涯学習」という概念構成

1. 「生涯学習」ということばの捉えられ方：「生涯学習」と「生涯教育」

生涯学習ということばは、今では広く一般化しさまざまな場面で用いられている。その一方で、以前は、「生涯学習」と「生涯教育」、「社会教育」、「学校教育」との関係について、さまざまな疑問を感じていたケースもあったのではないだろうか。「生涯学習」の定義については、多くの文献等で述べられていることであるが、まず、一般的な意味合いでの「生涯学習」がどのように捉えられているかということを国語辞書への記載内容から確認してみよう⁴⁾。

初版から65年以上の歴史を持ち累計1200万部発行されている国語辞典「広辞苑」^{5)～8)}の中で、「生涯学習」という語が登場したのは、1998年11月発行の「広辞苑（第五版）」からである。それ以前の1991年11月発行の「広辞苑（第四版）」には「生涯学習」という語は、収録されていない。では、広辞苑（第五版～第七版）で「生涯学習」は、どのように記述されているのであろうか、引用し紹介しておく。

広辞苑（第五版；1998年）：「【生涯学習】自己の充実・啓発や生活の向上のために生涯を通じて主体的に学習すること。」

広辞苑（第六版；2008年及び第七版；2018年）：「【生涯学習】自己啓発、生活の充実、職業的知識・技能の向上などのために生涯を通じて学習すること、およびそのための活動。」

第六版からは、「職業的知識・技能の向上」の文言が追加され、キャリア教育・職業教育の意味合いが付加された。さて、日本で最も発行部数が多いといわれることがある「新明解国語辞典」の第八版（2020年）⁹⁾では、どのように記されているのであろうか。引用し紹介する。

新明解国語辞典（第八版；2020年）：「【生涯学習】学校卒業後も生涯継続して行われる学習。具体的には、職業上の必要や新時代に適応するための知識・技能の習得やレジャー活用のための学習を指す。」

このように「生涯学習」という語は、一般には、学校教育を終えた後の主体的な学習全般を指しており、職業上の学習を含み、趣味や自己研鑽のための学習や活動を指す概念といえよう。一般的な意味合いとしての「生涯学習」は、成人による学習行為や活動の側面で捉えられている場合が多いといえる。

一方、「生涯教育」ということばは「生涯学習」よりも古くからあり、教育関係者の間では以前から使われていたが、今では一般には「生涯教育」という語が用いられるることは少ないと想われる。「生涯教育」は、広辞苑には掲載されているものの、国内で最も発行部数が多いともいわれる「新明解国語辞典 第八版」には、「生涯教育」という語そのものの記載がない。「生涯教育」という語はあまり用いられなくなり、「生涯教育」よりも新しいことばである「生涯学習」という語の方が、「生涯教育」とは同義ではないものの一般には定着してきたといえよう。

さて、この「生涯教育」ということばを既往文献からその出所を確認しておこう。生涯にわたる教育や学習については古くから論じられてきたところであり、「生涯教育」ということばの出所については多くの文献で述べられているが、「最新 心理学事典」¹⁰⁾ からその内容を紹介しておく。“「生涯教育」ということば自身は、ユネスコの成人教育部長であったポール・ラングランが1965年のユネスコ成人教育推進国際委員会で「生涯教育 (lifelong education)」という概念を提唱し、一生涯にわたる全生活場面に及ぶ教育・学習のすべてを含む総合的な概念として生涯教育を提案して、社会変化に自律的な個として適応していくためには、教育が児童期・青年期で停止せずに生きている限り続けられるべきであり、これを実現できるように教育はシステム化されるべきだとして生涯教育の必要性を説いた。”これをきっかけに、教育関係者や教育行政の場で、「生涯教育」ということばが使われるようになっていった。

その後、1981年6月の中央教育審議会の「生涯教育について」¹¹⁾ の答申の中で、「生涯学習」ということばが登場している。そして1985年には臨時教育審議会が「生涯学習体系への移行」を掲げてそれ以降、行政の主導で「生涯学習」ということばが使用されるようになり¹²⁾、徐々に「生涯教育」とことばが使われなくなっていると思われる¹³⁾。

先に記したように、一般的な意味合いとしての「生涯学習」ということばの捉えられ方は、“社会人による様々な場面での主体的な学習や活動”という学習者の行為の側面が強調された語として一般には理解されているといえよう。

2. 学習者の視点での「生涯学習」と教育行政の視点での「生涯学習」

「生涯学習」ということばの定義を、一般市民からの捉え方だけではなく、教育行政の面からも押さえておきたい。生涯学習に関する法律上の位置づけや政策の変遷について多くの文献等で解説されているところであるが、「生涯学習」の概念的な意味を法律・制度的な側面から主要点をまとめておく。先にも述べたように1981年6月の中央教育審議会の答申「生涯教育について」の「第一章 我が国における生涯教育の意義」の中で、「生涯学習」ということばが登場している。その答申の該当文章から、「生涯学習」の定義に当たると思われる箇所を記号

①と②を付し2文に分けして転載する。

- ① 今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。
- ② この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

このように「生涯学習」には、当初から2つの意味合いが込められていた。上記①は多様な形態をなす学習者の主体的な行為としての「生涯学習」を指し、②は人々の「生涯学習」が充実するために社会の教育機能を総合的に整備すべきとする理念としての意味合いである。

「生涯学習」という概念に2つの側面があることについて、佐藤晴男はその著「生涯学習概論 第2次改訂版（2020年）」¹⁴⁾において、「理念としての生涯学習」と「現象としての生涯学習」とに分けて、生涯学習の概念を整理している。その内容を図も含めて引用し紹介しておく。

「つまり、生涯学習は、理念（理念としての生涯学習）と学習行為（現象としての生涯学習）という二つの側面を有することになったのである（図01）。

理念としての生涯学習は学校教育を含んでいるが（図中の狭義1）、現象としての生涯学習は学校教育を除外し、社会教育事業のほかに首長部局やカルチャーセンターの生涯学習、さらに任意に行われる自主活動などを含むが記念（図中の狭義2）として用いられているのである。」

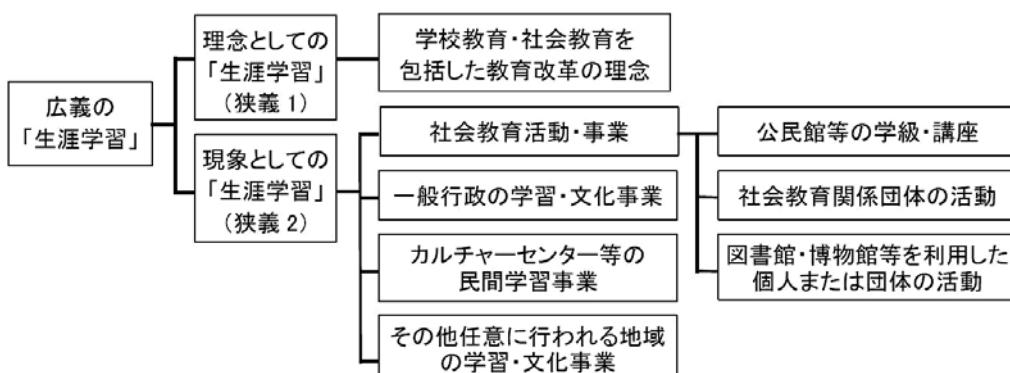


図01 「生涯学習」の意味関係
(佐藤晴男「生涯学習概論 第2次改訂版（2020年3月）」から引用)

さて、1947年に制定され教育の憲法ともいえる理念法である教育基本法は、約60年ぶりの2006年12月に改正・施行された。改正以前の「人格の完成」や「個人の尊厳」などの教育基本法の普遍的な理念は大切にしつつ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す¹⁵⁾としている。そして、改正教育基本法の第3条には、新たに「生涯学習の理念」が規定され、次のように記された。

(生涯学習の理念) 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

1981年6月の中央教育審議会答申「生涯教育について」に記されていた理念の内容が、2006年12月施行の改正教育基本法において法律上も「生涯学習の理念」として規定された。

加えて、改正教育基本法の第12条には「社会教育」についても規定している。社会教育は、学校教育の領域を除いた組織的な教育活動を対象としているが、同法で社会教育は「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」とし、そして「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」としている。「生涯学習の理念」の中に「社会教育」をも位置付けて捉えているといえよう。

以上の流れを踏まえ、改正教育基本法第三条と前記の中央教育審議会答申「生涯教育について」の①と②、そして広辞苑、新明解国語辞典での記述内容から、学習者の視点と教育行政の視点の両方の意味合いを含めて、文言を一部引用して「生涯学習」を定義しておくと、以下のようにだろう。

“生涯学習とは、自己の充実・啓発や生活の向上、職業的知識・技能の向上のために、各人の自発的意志に基づいて、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習である。そして、社会のさまざまな教育機能を総合的に整備して、人々の生涯にわたる学習が充実する社会の実現を図ることが生涯学習の理念である。”

なお、2008年2月の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」の第二部「施策を実施するにあたっての行政の在り方」の中に「(生涯学習に関する定義)」の項目はあるものの、その文中では生涯学習の具体的な定義を示すことを避けている。その一方でそれに続く「(生涯学習と社会教育・学校教育の関係)」の項目の内容は、「生涯学習」の概念整理に役立つので、以下に引用し紹介しておく。

生涯学習と社会教育・学校教育の関係を整理すれば、各個人が行う組織的ではない学習

(自学自習)のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習である、ということができる。この場合、概念的には、社会教育や学校教育そのものではなく、そこで行われる多様な学習活動が、生涯学習に包含される対象であることに留意する必要がある。

III 「生涯学習」と「リカレント教育」、「キャリア教育」、「キャリア形成」

1. 「リカレント教育」について

「リカレント (recurrent)」とは、再発、周期的に起こる、ひとまわりして回帰的に戻ることを意味するが、一般的な意味合いとしての「リカレント教育」とは、広義には、社会人が人生の過程の中でさまざまな形で学ぶことを意味し、狭義には、学校教育の課程を修了した成人が後に高等教育機関などの整った教育機関で改めて教育を受けることを意味している¹⁶⁾。

生涯学習審議会の1992年の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の中の「生涯学習とリカレント教育」において、社会人を対象としたリカレント教育の推進が強調された。そこでは、リカレント教育の捉え方について以下のように記述されている。

生涯学習とリカレント教育：リカレント教育は、昭和48年のOECD報告書「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」で広く提唱されたもので、青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇などの他の諸活動と交互に行う形で分散させるものであり、いわゆる正規の教育制度とあらゆる種類の成人教育施策を統合する教育システムの確立を目指す理念であるとされている。

さらに、この答申では、①社会人から見たりカレント教育の意義には、職業生活や社会生活を通じて生ずる人々の多様な学習ニーズの高まりへの学習機会の提供があり、②企業等から見たりカレント教育の意義としては、個々の企業だけでは対応しにくい新たな分野等におけるより高度な職業的専門教育への要請への対応、そして③リカレント教育の推進のために、大学等の高等教育機関が大きな役割を担うことが期待されるとしている。

リカレント教育に関する近年の文部科学省の政策概要を「令和2年度 文部科学白書」の「第3章生涯学習社会の実現」の中の記述から確認しておこう¹⁷⁾。そこでは、「社会人の学び直し」を「リカレント教育」と括弧書きで称しつつ、社会人の学び直し（リカレント教育）の推進がより一層重要であり、大学・専修学校における産学連携による実践的なプログラムの開発・拡充に取り組んでいるとして、例えは「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」等への助成や、社会人を対象とした一定条件を満たす実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム（BP）」として文部科学大臣が認定して、履修証明書の社会的通用性を確保しようと取組を紹介している。この「職業実践力教育プログラム（BP）」の一部は、厚生労働省の教育訓

練習付金の対象（最大受講料の7割給付）ともなり学習者への経済的支援も行っている。

このように、社会人の学び直し（リカレント教育）の推進が、より一層重要となるとしており、2020年7月に内閣府が取りまとめた「経済財政運営と改革の基本方針2020」¹⁸⁾においても大学や専修学校等におけるリカレント教育を拡充することを求めている。

2. 「キャリア教育」と「キャリア形成」について

一般に「キャリア教育」とは、学校教育において職業観の醸成や社会人として行う仕事について教育することと理解されているであろう。2011年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」¹⁹⁾の中で、「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育」のことであり、「普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。」と定義している。そして「キャリア教育」の中に含まれるとする「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」であり、「この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。」としている。以下に、同答申から大学・短期大学でのキャリア教育と職業教育の推進のポイント、そして生涯学習ニーズ等への対応について紹介する。

キャリア教育：教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制の整備が制度に位置付けられたことを踏まえ、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等、多様な取組を推進していくことが期待される。

職業教育：重点を置く機能や養成する人材像・能力を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。また、職業意識・能力の形成を目的としたインターンシップや課題対応型学習等、実践的な教育の更なる展開が期待される。さらに生涯学習ニーズにこたえていくことも重要な役割である。

生涯学習ニーズ等への対応：職業上求められる専門的知識・技能が多様化する中、職業に必要な能力の継続的な修得という生涯学習ニーズにこたえることは、大学・短期大学の重要な役割の一つである。このため、履修証明制度による教育プログラムの提供や、社会人の学習ニーズに応じた大学院の設置などが考えられる。

なお、文部科学省は2010年に大学設置基準を改正し、2011年度からすべての大学に対し、「社会的・職業的自立に関する指導等」（キャリア教育）を大学教育の一環として実施するよう義務付け、そのための体制を整備するよう求めていた。

さて、文部科学省において、「キャリア教育」という文言を使う場合は、あくまで学校教育において行われる職業教育を指しており、生涯学習関連の答申にはこの語は見受けられない。「令和2年度 文部科学白書」をみても「第3章 生涯学習社会の実現」の中に「キャリア教育」

という語は登場しない。代わってこの章では、「キャリア形成」「キャリアデザイン」「キャリアアップ」という語が使われている。「キャリア教育」という文言は、学校教育の中で行われる教育を指し、「キャリア形成」や「キャリアアップ」という文言は、どちらかというと教育課程以外で行う職業プログラムや、その学習成果を「生涯学習」分野として位置付けて用いる場合に使用されている。また、厚生労働省や経済産業省も大学生を対象とした「キャリア形成支援」「社会人基礎力」「キャリア教育プログラム」などに関する様々な「キャリア教育」の取組を行っており、「キャリア教育」の概念は、幅広く捉えられるべきである。

IV 職業教育にかかる本学の実践的取組に関する位置づけ

1. 「職能団体連携によるデザインプレゼンテーション、ビジネススキル向上プログラム」

この事業は、2007～2009年度の間、文部科学省からの委託事業（「社会人の学び直しニーズ対応教育推進委託事業」）として、筆者が事業責任者となり本学が実施した社会人向け教育プログラムである。文部科学省は、2007年度から大学等における教育研究資源を活用した社会人の再就職やキャリアアップ等に資する優れた実践的教育への取組を推進する「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施するとして、全国の大学等から315件の教育プログラムの応募を受け、「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン委員会」等による審査を経て126件の委託事業を決定した。本学の教育プログラム「職能団体連携によるデザインプレゼンテーション、ビジネススキル向上プログラム」もその中のひとつに選定され、3年間の委託事業としての職業人教育を、北翔大学札幌円山キャンパスを会場として実施した。



図02 社会人の学び直しニーズ事業報告書²⁰⁾

建築分野におけるデザインプレゼンテーション能力（設計表現技術）とビジネススキル（協働促進力・説明表現技術）を向上させることを目的とした産学協働の教育プログラムであり、学外の「北海道建築士会札幌支部」及び能力開発・就職支援業務等を専門とし地域の労働市場の特性を熟知した「キャリアバンク株式会社」と連携して本事業を実施した。受講対象者は20歳以上の学生を除く社会人で、①建築分野の実務経験を有し職務上のスキルアップを目指す在職者層、②大学等の建築に関する課程の修了者で建築系希望職種への就業を目指す求職者層、③建築分野の実務経験や教育を受けた経験はないがCAD/CGオペレーター等の職種への就業

を目指す若年無業者層とした。社会人の多様な受講ニーズに対応できるように、建築CAD/CGやデザイン系ソフト、ビジネスプレゼンテーションスキルを学ぶ9～36時間の11講座を用意し、それらを組み合わせて受講料2～3万円の60～194時間のコースを設定して展開した。3年間の実受講者数は200名、複数講座を受講する場合が多く、講座受講者延べ数では606名、このうち3分の2以上出席の500名に学長名の履修証明書を発行した。また、一部講座には建築土会の「CPD制度（継続能力開発制度）」の単位認定制度を発行するなど、履修証明書の社会的通用性に配慮した。受講者ニーズは、教育内容・時間的余裕の面で異なっており受講属性は一義的には定まらないため、本プログラムでは受講ニーズに応じて編成可能なユニット式のカリキュラムモデルを提供した。また、これらの講座とは別に、建築分野におけるBIM(Building Information Modeling)やVR(Virtual Reality)などの新技術を紹介する1日イベントを連携企業等の協力を得て4回開催し計330名の参加があった。



図03 建築 CAD 講座の実施



図04 1日イベント CAD/CG 講演会

学生を除く社会人を対象とした職業人向けの教育事業として実施したこの教育事業は、「社会人の学び直し（リカレント教育）」と位置付けられる。そして「生涯学習ニーズ等への対応」を試みた取組であったといえよう。この後の2015年に文部科学省が制度創設し、大学等における社会人や企業等のニーズに応じ一定の条件を満たす実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として大臣認定する仕組みを設けるが、その流れにつながる事業であったといえよう。具体的に「職業実践力育成プログラム」(BP)とは、大学等の正規課程と60時間以上の体系的な教育で構成される履修証明プログラムを対象とし、社会人向けの一定の条件を満たす実践的・専門的な課程を文部科学大臣が認定するもので、2020年度は全国の大学で207のプログラムが認定されている。受講生個人や従業員を受講させている企業の一部には、給付金や助成金が支給される場合がある。認定プログラムの条件としては、関連分野の企業等の意見を取り入れ、修了者には学長名の履修証明書を交付し、実務家教員や関連企業等と連携した授業等の科目で構成され実践的・専門的な授業であり、社会人が受講しやすい環境を整備していることが求められている。本学が2007～2009年度に実施した職能団体連携による教育プログラムも、こうした職業人教育の流れに沿った取組であったといえよう。

2. 「大学生の就業力育成支援事業：産公学連携による実学融合教育の実践」

文部科学省は、2010年度に、入学から卒業までの間を通じた全学的かつ体系的な指導と学生の社会的・職業的自立を図ろうとする大学の教育改革の取組を支援する「大学生の就業力育成支援事業」を全国の大学等に公募した。441件の応募に対して180件が選定され、本学が申請した「産公学連携による実学融合教育の実践」も採択され、申請責任者であった筆者が事業推進責任者となった。学内に運営委員会が組織されて、本学学生を対象とした2年間（2010～2011年度）の事業運営を行った。公的就業支援を行う「北海道若年者支援センター（ジョブカフェ北海道）」や総合人材サービス業の「キャリアバンク株式会社」、商工業者による公益経済団体の「江別商工会議所」等と連携し事業を進めた。本学学生を対象として、実務家による職業人講演会の開催（8回）、資格取得関連講座尾の授業外での実施（19講座）、仕事の現場見学会の実施（9回）、学外プロジェクトへの学生チームの参加（6件）、模擬OJT新人研修を行う実演実習室での実践研修（5件）、キャリアポートフォリオへの携帯多機能端末の活用実験、社会人基礎力養成科目の開発と配置（選択科目として2科目の単位化）、外部講師による教員向けレクチャーの開催、経済産業省主催「社会人基礎力グランプリ」地区大会への学生チーム発表、先進事例調査等を行った。

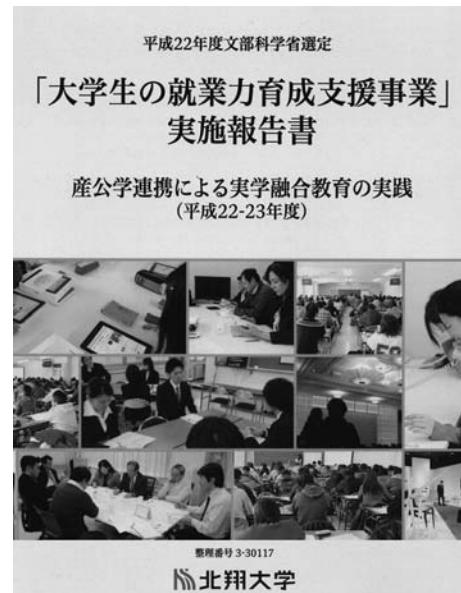


図05 就業力育成支援事業実施報告書²¹⁾

前述のように、文部科学省は2010年2月に大学設置基準を改正し、2011年度から社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）を制度化し、すべての大学に対して「キャリア教育」を大学教育の一環として実施するよう求めた。本学のこの取組もその趣旨にそるもので、産業界等との連携による実学的専門教育を含む、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた「キャリア教育」の取組であったといえる。

3. 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業：産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成」

この事業は、2012年度に文部科学省が「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」を全国の大学等に対して募集し、秋田大学が幹事校となって本学を含む北海道・東北ブロック17校の大学・短期大学が共通目標「産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成」を掲げて文部科学省に申請し採択された教育改善事業である。本学では事業調整委員会を組織し、委員長を筆者が担い事業全体の調整役を担いつつ、本学キャリア支援センターと連携しながら2012～2014年度の3年間、事業運営を進めた。

本学では、北海道・東北ブロックの共通テーマの一つである「産業構造・地域課題を踏まえた教育内容の評価と改善」を中心に据え、本学カリキュラムにおける就業力養成科目群のさらなる充実と具体的展開のための諸準備に取り組んだ。2013年度までは本学の就業力養成科目は2科目4単位であったが、学部改変に伴って2014年度から教育課程を大幅に改定し、全学共通科目の中にキャリア教育科目群として、10科目13単位の就業力養成科目を置くこととなったことから、本事業では、これらの科目的設置によって実質的に高い教育効果が得られるように、授業で使用する各種教材の作成、担当教員向けの研修会の開催、企業アドバイザーを交えた科目内容検討会、熟練外部講師による模擬授業の実施等を行った。また、北海道・東北ブロックの17校による意見交換会も複数回実施された。

本学のこの取組は、前述と同様に文部科学省が「キャリア教育」を大学教育の一環として実施するように求めたことに呼応する教育改善事業として行われた。教育課程に開設したキャリア教育科目群の具体的な内容の検討や、授業内容の充実化のための諸準備（教材作成、担当教員の講義準備）などに力点が置かれた事業であった。キャリア教育科目群を2014年度より以前の2科目から10科目13単位（2018年度より10科目11単位）へと充実させていく過程において、本事業は活用されたといえよう。



図06 産業界ニーズ事業成果報告パンフレット²²⁾

V まとめ

本研究報告では、多義的な意味合いのある「生涯学習」ということばの今日的な概念について、既往文献や文部科学省の審議会での答申内容等から改めて整理した。加えて「生涯学習」を語る際に一緒に述べられることが多い「生涯教育」「社会教育」「リカレント教育」「キャリア教育」「キャリア形成」「職業教育」「学び直し」「生涯学習社会」という語についても文部科学省発出の文書を中心にその意味合いを確認した。そのうえで、筆者が事業申請書を作成し、本学が文部科学省からの採択を受けて2008～2014年度の間に取り組んだ3種類の職業教育にかかる実践プロジェクトについて、生涯学習社会の実現に向けた取組として改めて見た時の再位置づけを試みた。「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業：職能団体連携によるデザインプレゼンテーション、ビジネススキル向上プログラム（2007～2009年度）」は、社会人の「リカレント教育」を大学等が担い「生涯学習ニーズ等への対応」を試みた取組であり、後の文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度につながる事業としての意味合いがあった。そして、「大学生の就業力育成支援事業：産公学連携による実学融合教育の実践（2010～2011年度）及び「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業：産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成（2012～2014年度）」は、文部科学省が大学教育改革の一環として、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた「キャリア教育」の充実を大学等に求めたことに呼応する教育改善事業として取り組んだものであり、事業成果の一部は本学の教育課程の改善につなげられたといえよう。

注釈・参考文献

- 1) 厚生省「厚生白書（昭和59年版）」、1984年10月
- 2) リンダ グラットン、アンドリュー スコット「LIFE SHIFT（ライフ・シフト）100年時代の人生戦略」東洋経済新報社、2016年10月
- 3) 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」1992年7月
- 4) 小室晴陽「学びと行動の継続から夢は生まれる」、北翔大学2008年度学生便覧、巻頭ページ、2008年4月
- 5) 新村 出 編「広辞苑 第四版」、岩波書店、1991年11月
- 6) 新村 出 編「広辞苑 第五版」、岩波書店、1998年11月
- 7) 新村 出 編「広辞苑 第六版」、岩波書店、2008年1月
- 8) 新村 出 編「広辞苑 第七版」、岩波書店、2018年1月
- 9) 山田忠雄ほか 編集「新明解国語辞典 第八版」、三省堂、2020年11月
- 10) 藤永 保 監修「最新 心理学事典」、平凡社、2013年12月

- 11) 中央教育審議会 答申「生涯教育について」, 1981年 6月
- 12) 文部科学省「学制百二十年史」, 第三編第二章第一節「生涯学習概念の系譜」, 2002年 9月
- 13) 香山正弘・鈴木眞理・永井健夫編「よくわかる生涯学習 [改訂版]」, ミネルヴァ書房,
2016年 5月
- 14) 佐藤晴雄「生涯学習概論 [第 2 次改訂版]」, 学陽書房, 2020年 3月
- 15) 文部科学省「新しい教育基本法と教育再生」, 2007年 3月
- 16) コトバンク「日本大百科全書（ニッポニカ）「リカレント教育」の解説より引用
<https://kotobank.jp/word/%E3%82%A4%E3%83%BC%E3%83%99%E3%82%AA%E3%83%8A-%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%83%99-168588>
- 17) 文部科学省「令和 2 年度 文部科学白書」, 2021年 7月
- 18) 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2020」, 2020年 7月
- 19) 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
2011年 1月
- 20) 小室晴陽「職能団体連携によるデザインプレゼンテーション, ビジネススキル向上プログラム成果報告書 [平成21年度 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム委託業務]」, 北翔大学学び直し事業運営委員会, 2010年 3月
- 21) 小室晴陽「大学生の就業力育成支援事業実施報告書 [産公学連携による実学融合教育の実践]」北翔大学産業界ニーズ事業調整委員会, 2012年 3月
- 22) 小室晴陽「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業実施報告書 [産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成]」, 北翔大学産業界ニーズ事業運営委員会, 2015年 3月
- 23) 生涯学習・社会教育行政研究会 編集, 「生涯学習・社会教育行政必携（令和 4 年版）」, 2021年 6月, 第一法規株式会社発行

